

第4章 施策の展開

1 基本目標・基本方針ごとの取組み

基本目標 1 支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり

基本方針（1） 地域福祉に関心を持つきっかけづくり

【現状と課題】

- ◆核家族化や一人暮らし世帯の増加が進行し地域でのつながりが希薄化する中、全ての地域住民がいきいきと暮らすには、地域での困りごとに対し地域住民が関心を持ち、「他人事」ではなく「我が事」としてとらえてお互いに支え合うことが大切です。
- ◆市民を対象としたアンケート調査において「自分が住んでいる地域が、住民が協力して地域の福祉を支え合おうという意識が広がっている」と感じている人は22.3%に留まっており、また半数以上の人々が「(支え合いの意識が広がっているか) わからない」と回答していることから、地域福祉への関心を高めていく必要があります。

【取組み方針】

- ◆自分の住む地域の福祉の在り方に対して理解と関心を持ち、住民一人ひとりが主役となりお互いを支え合う地域福祉を推進することができるよう、各種イベントや勉強会等を通して地域の構成員としての意識啓発を図ります。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評価内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
出前講座*「人にやさしいまちづくり塾」開催回数 (5年累計)	29回 (単年)	125回
小学生のためのボランティア体験学習(介護予防サロンの参加者数(5年累計)	35ヶ所 174人(単年)	40ヶ所 900人

地域で暮らす みんなのアクション

- 自分たちが住む地域に対して関心を持ち、住みやすい地域づくりについて考えてみましょう。
- 地域で活躍している市民活動団体について知りましょう。
- 自分たちが住む地域の福祉について、地域のみならずでも考える機会をつくりましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
意識啓発に向けたイベントの開催	「市民福祉の日」記念行事として福祉をより身近に感じ理解を深める「いきいきフェスタ」を開催します。	福祉政策課 社会福祉協議会
	「オレンジフェスタ」を開催し、市民活動団体の活動内容を市民向けにPRします。	市民協働推進課
	子育て応援企業参加による子育て応援フェスの開催や、様々な機会です「子育て応援宣言」を推進します。	子育て支援課
各種講座等の開催による理解促進	障害者差別解消法及び障害者のコミュニケーション手段の利用促進に関する条例を周知します。	障害福祉課
	出前講座「人にやさしいまちづくり塾」や「人にやさしいまちづくり啓発講座」を実施し、思いやりの意識啓発を行います。【重点】	建築指導課
知る機会・学びの機会の提供	出前講座の実施や、小中学校へ教材の貸出を行い、全ての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインへの理解を深めます。	未来創生戦略室
	市内の小中学校を社会福祉協力校・研究校に委嘱し、体験学習等を通して児童、生徒の福祉に関する関心を高めます。	社会福祉協議会
	ボランティア活動の内容、講座、イベント、助成活動、他団体の紹介等の情報を発信し、活動参加を促すとともに活動の継続・発展につなげます。【重点】	社会福祉協議会

基本方針（２） 地域福祉の担い手の育成支援

【現状と課題】

- ◆福祉ボランティアの登録者数やボランティア活動人数は高齢化等を原因として平成 28 年から継続して減少しており、担い手の確保が必要とされています。
- ◆アンケート調査において、ボランティア活動に参加したくない理由として「活動内容がよくわからない、よく知らない」と 32.1%の人が回答しているため、活動内容の情報提供・周知が必要です。

【取組み方針】

- ◆地域福祉に貢献している人がいきいきと活動できるよう、民生委員児童委員、自治会等の活動の支援や、ボランティア団体やNPO等で活動をされる人に対する育成支援を行います。
- ◆地域福祉の新たな担い手の育成のため、活動内容の周知や理解促進を含めた社会参加につながる取組みの推進を図ります。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評価内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
「認知症サポーター養成講座」延べ受講者数	41,189人	66,000人
ほの国体操リーダー延べ養成者数	61人	180人

地域で暮らす みんなのアクション

- 興味のあるボランティア講座を受講し、積極的に社会参加の機会を持ちましょう。
- 地域の民生委員児童委員や自治会の活動を知り、活動に協力しましょう。
- 地元団体だけでなく、外部のボランティア団体やNPO等とも協力し、地域の福祉を進めましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
講座による担い手の育成支援	ここにこサークルで子育て支援を行うボランティアに対し、各種養成講座を実施します。	こども未来館
	「認知症サポーター養成講座」を行い、認知症の正しい知識の普及と支援者の養成を行います。【重点】	長寿介護課
	読み聞かせボランティアの養成講座を実施し、絵本の読み聞かせや紙芝居・手遊び等を通して本と人をつなぐ活動を行うボランティアを養成します。	図書館
	手話講習会等の福祉ボランティアの養成のための各種講座を開催し、福祉のまちづくりのための人材育成や、ボランティアグループの支援を行います。【重点】	社会福祉協議会
地域の活動の中心となる人材の育成・活動支援	介護予防活動を推進する「ええじゃないか豊橋ほの国体操」を指導するボランティアを養成します。【重点】	長寿介護課
	地域住民の身近な相談役である民生委員児童委員の活動を支援します。	生活福祉課
アクティブシニアの活動促進	高齢者のいきいきとした活動を紹介する情報誌「アクティ」を発行し、元気高齢者（アクティブシニア※）を増やし、高齢者の社会参加につなげます。	長寿介護課
活動の情報提供・周知	ボランティア活動の内容、講座、イベント、助成活動、他団体の紹介等の情報を発信し、活動参加を促すとともに活動の継続・発展につなげます。【重点】（再掲）	社会福祉協議会

基本方針（3） 地域住民による地域生活課題解決力の強化と体制整備

【現状と課題】

- ◆近所づきあいの希薄化等により、抱えている課題を身近な場所で気軽に相談することができず、課題を抱えたまま社会的に孤立してしまうことが懸念されます。
- ◆アンケート調査において、現在の相談支援体制について「どこに相談したらよいか分からない」や「気軽に相談できる場所や人が身近にいない」と半数以上の方が回答しており、身近な場所での支援が必要とされています。

【取組み方針】

- ◆地域住民が地域での困りごとを自らの課題として主体的にとらえ、支え合い、交流しながら課題解決を試みることができるよう、地域の体制強化を支援します。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評価内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
「お互いさまのまちづくり」支え合い活動団体数	26 団体	74 団体
介護予防運動自主グループ数	36 グループ	72 グループ

地域で暮らす みんなのアクション

- 地域で行っている活動に参加し、地域の人と顔の見える関係づくりをしましょう。
- 日常の様々な場面で、生活上困っている人を見つけたら、自分たちができることについて地域で相談してみましょう。
- 地域の課題に対し地域でできる範囲で、地域の人と協力して対応できる体制づくりを進めましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
住民による地域福祉活動の機会の提供及び支援	地域の民生委員児童委員と主任児童委員や看護師等が赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、子育ての悩みを抱える保護者を適切な支援へつなげます。	こども若者総合相談支援センター こども保健課
	地域住民が講師となり、子どもたちへの学習や体験活動を行う「トヨッキースクール」を開催し、地域の大人が地域の子どもを育てる風土を醸成します。	生涯学習課
地域での交流活動のための拠点づくり・活動支援	高齢者の交流の場や介護予防活動となる運動自主グループの立ち上げや活動への継続的な支援を行います。【重点】	長寿介護課
	子どもたちの活動拠点として「放課後子ども教室」を設け、地域住民の参画を得て様々な体験・交流活動の機会を提供し、地域の活性化を推進します。	生涯学習課
	「地域子育て支援センター」において子育てサークルの育成・支援を行います。また、各センターを保護者同士の交流の場として提供します。	こども未来館 保育課
地域の助け合い・見守り活動への支援	「お互いさまのまちづくり協議会」を運営し、まちの居場所活動等の支え合い活動の一層の普及・活性化を推進します。【重点】	長寿介護課
	老人クラブ会員による高齢者世帯への友愛訪問や一声運動等の高齢者同士の助け合い活動を支援します。	長寿介護課
	行方不明のおそれがある高齢者等の親族等により登録を行い、その高齢者等が行方不明となった場合に、協力者に対して情報を送信し、早期発見につなげるネットワークの運営に取り組みます。	長寿介護課
	民生委員児童委員や「見守りボランティア」等による高齢者や障害者の見守り活動を促進します。	社会福祉協議会

基本目標2 安全・安心に暮らせる地域づくり

基本方針（1） 誰もが暮らしやすい環境整備

【現状と課題】

- ◆市町村地域福祉計画策定ガイドラインにおいて、居住や就労に困難を抱える人への横断的な支援や市町村自殺対策計画と関連した施策、犯罪をした人等への支援等、様々な分野における横断的な支援が求められています。
- ◆誰もが暮らしやすいまちづくりのためには、公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの採用をさらに進めていくことが大切です。

【取組み方針】

- ◆生活困窮者^{*}、高齢者、障害者、ひとり親家庭等の日常生活を送る上で居住・就労等に困難を抱えているために福祉サービスを必要とする人や、生きることに不安を抱えている人も安心して暮らしやすい地域をつくるため、ニーズや段階に応じた適切な支援ができる環境を整備します。
- ◆犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を促進し、これらの人が再び罪を犯すこと又は再び非行少年となることがないように、再犯の防止等に向けた取組みを推進します。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評 価 内 容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
福祉施設から一般就労への移行者数（単年）	81人	110人
ほいっぴネットワーク（電子@連絡帳）の利用者数	772人	1,100人

地域で暮らす みんなのアクション

- 日常生活に課題や困りごとを抱えた時は一人で抱え込まず、相談窓口を利用しましょう。
- 様々な困難や背景を抱えた人を、地域で受け入れる意識を持つようにしましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
住宅・就労確保への支援	住宅喪失者に対して市内宿泊施設等を提供し、安定した居宅生活に向けた支援を行います。	生活福祉課
	市営住宅や民間賃貸住宅を有効活用し、高齢者や障害者等の住宅ニーズに応えることができる住宅の供給を図ります。	住宅課
	離職や休職等により収入が減少し、住居を失うおそれがある人に、一定期間家賃を給付し、安心して就職活動を行えるよう支援します。	生活福祉課
	障害者の個性を生かす場の創出と農業人材確保を目指し農福連携を推進します。	障害福祉課 農業支援課
	高齢者や障害者等の活用を含むフレキシブルな雇用体系を中小企業へ啓発・促進します。	商工業振興課
自殺対策への取組み	自殺対策に関する啓発のための研修会を実施し、ゲートキーパー※になりうる人材の育成を推進します。【重点】	健康増進課
福祉サービスの質の向上と適切な情報提供	一人ひとりの課題に合わせて専門職や専任の職員等が相談に応じ、会議を行うなどの解決に向けた支援を行います。	長寿介護課 障害福祉課 生活福祉課 など
	適切な福祉サービスの確保のため、社会福祉施設や障害福祉サービス事業所への指導監査及び実地指導を行います。	福祉政策課
	医療と介護関係者間の情報共有を図るため、医療機関や介護事業所で利用者情報を共有する「電子@連絡帳」の更なる活用促進を図ります。【重点】	長寿介護課
	視覚障害者や外国人市民等に対応した「広報とよはし」を発行します。	広報広聴課
バリアフリー化とユニバーサルデザインの採用	新たに整備する公園のユニバーサルデザインの採用や、既存の公園や道路のバリアフリー化を進めます。	公園緑地課 道路維持課
	公共交通のバリアフリー化を進め、高齢者や障害者の移動の円滑化を推進します。	都市交通課

～再犯の防止等に向けて～（豊橋市再犯防止推進計画）

◆現状と取組み方針

令和元年の愛知県における再犯率が 47.4%に上っている状況の中、豊橋市においても犯罪をした人や非行少年もしくは非行少年であった人の円滑な地域社会への復帰を促進すること等により、犯罪をした人等が再び犯罪をすること又は非行をなくすことで地域住民の犯罪による被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を目指し、以下の取組みを行います。

◆取組みの内容

再犯防止に関する広報・啓発活動

（１）「社会を明るくする運動」の実施

今後も地域の保護司[※]会や更生保護女性会[※]等の民間協力者と協力し、「社会を明るくする運動」を推進します。

【「社会を明るくする運動」の主な活動内容】

- ・“社会を明るくする運動”豊橋市推進委員会の開催
- ・駅前街頭啓発活動の実施
- ・生徒指導担当教諭との座談会の実施
- ・ポスター、標語等の作品の募集 など

※社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

（２）民間協力者に対する表彰

更生保護事業の発展に長年貢献いただいた人を顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるよう努めます。

犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導等の実施のための取組み

（１）保健医療・福祉サービスの提供

犯罪歴の有無だけで他の対象者と区別せず、犯罪歴の有無等を対象者の重要な背景として把握した上で、高齢者や障害者、少年や若者、女性、発達上の課題を有する人等、対象者の経歴や性格等の特性に応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援を行う相談支援体制の整備を推進します。

(2) 薬物依存を有する人等への支援

薬物乱用の危険性・有害性を広く周知し、薬物事犯者が再び薬物に手を出さないよう、また、薬物乱用の未然防止のための普及活動及び薬物に関する相談支援を行います。

【薬物乱用防止に向けた取組み】

- ・豊橋市薬物乱用防止推進協議会の開催
- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動*
- ・不正大麻、けし撲滅運動の実施
- ・覚醒剤、シンナー等相談窓口の設置
- ・児童、生徒等に対する薬物乱用防止の啓発教室の開催

学校等と連携した非行防止の取組み

少年の健全な育成及びその非行防止に関し、小中学校や高等学校、保護司会や更生保護女性会、主任児童委員、豊橋警察署等の関係機関と緊密な連携を保ち、効果的な活動のため設置した「豊橋市少年愛護センター補導委員会」により、青少年の健全育成及び非行防止を目的とした様々な啓発活動等を行います。

【主な活動内容】

- ・駅前街頭啓発活動の実施
- ・広報車による非行・被害防止広報活動の実施
- ・各種イベント時の特別補導活動や、地域合同・中心街合同補導活動の実施 など

民間協力者や更生保護施設への援助・協力

保護司会、更生保護女性会、BBS会*等の地域で更生保護に関わる活動を行う団体や、豊橋市にある更生保護施設「智光寮」を運営する東三更生保護会に対し、情報共有や財政的支援等を継続して行うことにより、地域の再犯防止活動を推進します。

犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

豊橋市では総合評価一般競争入札の際、価格以外の評価項目の一つとして「企業の地域性や社会性等」を設けており協力雇用主*登録がある場合に加点（優遇）することで、協力雇用主制度の普及を図ります。

他の再犯防止に向けての取組みについては、本計画中の以下の箇所に掲載しています。

	具体的な取組み	掲載ページ
就労・住居の確保等のための取組み	就職に向けた相談・支援等の充実	P 39
	住宅確保への支援	

基本方針（２） 災害時の支援体制の充実

【現状と課題】

- ◆住み慣れた地域で安心して暮らせるという視点から、災害発生時において自分の身を自分で守ることが十分にできず何らかの支援が必要な人に対し、適切な支援を届けることができる体制づくりが必要です。
- ◆避難行動要支援者支援事業については、アンケート結果からその具体的な取り組み方法が周知できていない現状がみられます。

【取り組み方針】

- ◆災害時や緊急時に地域の住民同士が助け合えるよう、地域住民の防災・減災に対する関心を高める取り組みを進めます。
- ◆災害時要配慮者への適切な支援のため、避難行動要支援者登録台帳の効果的な活用方法を検討・実施をします。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評価内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
避難行動要支援者登録台帳への新規登録者数 (5年累計)	165人 (単年)	900人
「災害ボランティアコーディネーター養成講座」修了者数 (5年累計)	20人 (単年)	100人

地域で暮らす みんなのアクション

- 災害時にはまず、「自分の命は自分で守る」という意識のもとで行動しましょう。
- 災害時の避難に支援が必要な人は、積極的に避難行動要支援者登録台帳へ登録しましょう。
- 防災に関する自助・共助の意識を向上させるため、地域で行われる防災訓練へ参加しましょう。
- 災害時に支援が必要な人について地域の人で情報を共有しておき、いざという時に助け合うことができる体制づくりを進めましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
避難行動要支援者事業の推進	災害発生時に自ら避難することが困難で、地域での支援が必要な人（避難行動要支援者）を事前に台帳登録し、把握することで日頃の見守りや災害発生時の避難支援に役立てます。【重点】	福祉政策課
地域ぐるみの防災活動の推進	大規模な災害が発生した際、地域住民による自主的な災害応急活動により、災害の被害を最小限に抑えるための、自主防災組織の育成を行います。	防災危機管理課
	地域の中核となる学校や自治会が連携して災害に強いまちづくりを考え、継続した防災活動を促す「防災モデル校区事業」を実施します。	防災危機管理課
	学識者や行政職員による講話や消防職員による普通救命講習を実施するなど、自主防災組織の中心となって活動する「とよはし防災リーダー」を育成します。	防災危機管理課
	災害時に市と社会福祉協議会で設置する災害ボランティアセンター*において被災者とボランティアの「パイプ」の役割をする災害ボランティアコーディネーターを育成します。【重点】	市民協働推進課 社会福祉協議会
	地域の見守りネットワークを活用した災害時要配慮者の安全確保と協力啓発を行います。	社会福祉協議会

基本方針（3） 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

- ◆「豊橋市成年後見支援センター」における成年後見に関する相談件数が増加を続けており、今後も認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度への関心が高まりを見せています。
- ◆虐待被害者が自分の悩みを抱え込むことなく相談できるよう、広く市民に情報提供や啓発を行う必要があります。

【取組み方針】

- ◆認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人や、判断能力・金銭管理に不安がある人等も安心して生活できるよう、成年後見支援センターの機能強化をはじめとした権利擁護のための体制を充実させるとともに、希望する人が成年後見制度を安心して利用できる体制づくりを進めます。
- ◆全ての人が高齢者虐待や障害者虐待、児童虐待、配偶者等からの暴力による被害を受けないよう、虐待の防止・早期解決する取組みを進めます。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評価内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
成年後見支援センターの相談件数（単年）	454件	500件
DV相談窓口の認知度	30.2%	50.0%

地域で暮らす みんなのアクション

- 自分や身近な人の判断能力が不十分になったときのため、権利擁護のための制度について理解をしておきましょう。
- 重大な人権侵害である虐待や暴力を防止・根絶するため、DV防止について正しく理解しましょう。
- 虐待や暴力の防止や早期発見のため、地域で見守りや声かけの活動を行いましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
権利擁護に関する 支援体制の推進	経済的な理由により、成年後見制度を利用することができない場合に制度を利用するために必要な費用の助成を行います。	障害福祉課 長寿介護課
	判断能力が不十分であり、日常生活を営むことに支障のある人に対し、生活費等の金銭管理や福祉サービスの利用支援を行います。	社会福祉協議会
虐待・暴力の防止への 相談・支援ネット ワーク	要保護児童対策ネットワーク協議会を中心に関係機関と連携して支援するとともに、児童相談所設置の検討を含め児童相談体制を充実していきます。また、ヤングケアラー*の周知及び支援に努めます。	こども若者総合相談支援センター
	関係機関が連携して高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催するほか、高齢者虐待の状況調査を行います。	長寿介護課
	とよはし総合相談支援センター*を中核として、関係機関と連携した障害者虐待防止事業を実施します。	障害福祉課
	DV相談窓口を設置し、早期の段階で支援できるような関係機関との連携を図ります。【重点】	市民協働推進課
	11月を「児童虐待防止月間」と位置づけ、様々な広報・啓発活動をオレンジリボンを用いて集中的に行います。	こども若者総合相談支援センター
人権啓発の推進	人権擁護委員による人権相談や出前講座の実施、イベントでの人権啓発活動を行います。	福祉政策課
	「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、全ての子どもたちの権利が尊重されるよう、小中学校等への訪問授業や、イベントでの啓発活動等を人権擁護委員と連携し、様々な場面で啓発をします。	子育て支援課 福祉政策課 こども若者総合相談支援センター

～成年後見制度の利用促進に向けて～（豊橋市成年後見制度利用促進計画）

◆現状と取組み方針

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人のため、その人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、金銭、不動産等の財産の管理や介護サービス、施設入所等の契約行為を行うなど、誰もが住みなれた地域で安心して生活することを目的とした制度です。

本市においても高齢者世帯の増加が続くことが見込まれ、また、「豊橋市成年後見支援センター」への相談件数は開設した平成 25 年以来増加を続けており、成年後見制度への関心が高まっていることがうかがえます。

今後も継続して「豊橋市成年後見支援センター」をはじめとした関係機関の機能強化や後見制度の新たな担い手の確保を行い、成年後見制度を希望する人が安心して利用できるよう、以下の取組みを行います。

◆取組みの内容

権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるための「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とした地域連携の仕組みです。

本市においても、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、以下のように体制を整備します。

【チーム】

本市では、後見開始前後を問わず、日常的に本人の身の回りにいる人たち（親族、民生委員児童委員等の地域住民、担当ケアマネージャー、訪問看護、保健所等）をチームと位置づけます。

チームによる見守り等により本人の状況を継続的に把握し、見守りの中で成年後見制度の利用が適切と判断した場合は成年後見支援センターへつなぎます。また、後見開始後は後見人もチームに加わり、見守り等の支援を行います。

【協議会】

本市では、チームでの活動における法律・福祉の専門的な相談等のバックアップをするため、既存の会議体に家庭裁判所や弁護士会等の司法の専門家への参加を依頼し協議会として位置づけます。また、支援が困難なケースに対し、協議会がケース会議を開催することで本人への支援を行います。事務局は後述する中核機関が担います。

【中核機関】

本市では、平成 25 年 5 月に設立した「豊橋市成年後見支援センター」を地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関として位置づけ、地域連携ネットワークの 3 つの役割を担う上で果たすべき 4 つの機能の強化を図るため、以下の取組みを行います。

《豊橋市成年後見支援センターが果たすべき 4 つの機能と具体的な取組み方針》

地域連携ネットワークの 3つの役割	中核機関の4つの機能 (+副次的効果)	具体的な取組み方針
権利擁護支援の必要な人の 発見・支援	広報機能	広報とよはしやホームページで相談窓口の広報を行います。
		成年後見や権利擁護に関する講座・講演会を開催し、制度内容の周知を行います。
早期の段階からの相談・対応 体制の整備	相談機能	センターへの来所・電話や、訪問により成年後見制度に関する相談受付を行います。
		地域包括支援センターや社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業等と連携し、ニーズの早期発見を図ります。
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能	今後の成年後見制度の利用促進の取組みも踏まえた需要に対応するため、市が行う市民後見人養成講座の方向性を検討します。
		市民後見人の増加も視野に入れ、本人と後見人のマッチング機能について検討します。
	後見人支援機能	後見開始後も相談を受け付け、必要に応じてチームへ働きかけるなど、後見人への支援を行います。
	(不正防止機能)	後見人の知識や理解の不足から生じてしまう意図しない不正行為が行われないよう、必要な支援を行います。

その他、成年後見制度の利用促進に関する取組みは本計画で以下の箇所にも掲載しています。

取組み	掲載ページ
制度利用にあたり費用負担が困難な人に対する費用の助成	P45

基本目標 3 分野を越えて包括的に地域を支援する仕組みづくり

基本方針（１） 包括的な相談支援体制の充実

【現状と課題】

- ◆個人や世帯が抱える地域生活課題に対し、ダブルケアや 8050 問題等の複雑化・多様化している課題等の単独の相談支援機関では十分に対応することができない状況に対して多様な機関が連携するなど、包括的に支援する体制づくりが必要です。
- ◆市町村地域福祉計画策定ガイドラインにおいて、包括的な支援体制の整備に関する事項を市町村の策定する地域福祉計画に盛り込むことが求められています。

【取組み方針】

- ◆高齢者や障害者、生活困窮者等に対して必要な支援がより適切に行えるよう、各相談支援機関のネットワークにおいて関係機関と連携した相談支援体制を強化します。
- ◆個人や世帯内の複雑化・多様化した支援ニーズを「丸ごと」受け止め、課題解決を試みることができるよう、それぞれの専門相談支援機関同士が必要に応じて分野を越えて連携する包括的な相談支援体制の整備を推進します。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評 価 内 容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
相談支援包括化推進員による複合的な課題への対応 ケース数(単年)	-	50 件
妊娠・出産・子育てに関する相談件数(単年)	7,077 件	9,700 件

地域で暮らす みんなのアクション

- 複数の要素が絡み合う複合・複雑課題についても相談窓口で話をすることで、自分が困っていることを相談支援機関へ知らせ、アドバイスや支援を受けましょう。
- 地域全体で地域に存在する生活課題を把握し、相談支援機関とも連携・協力して対応しましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
包括的な相談窓口の充実	世代や分野に関わらず、包括的に相談を受け止め、適切な相談支援機関へつなぐことができる体制の整備に向けた検討を行います。【◎新規】	福祉政策課
	妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談対応を行い、子育て支援のワンストップ化を図ります。【重点】	こども未来館 こども保健課 保育課
	日本語が十分に理解できない外国人市民の広く生活全般にわたる相談を受け止め、多言語での相談の実施や行政情報の提供を行います。	多文化共生・国際課
多様な機関が協働する相談支援体制の充実	複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援を行うため、各分野の相談支援機関との連携を強化します。【重点】	福祉政策課
	地域で課題を抱えている高齢者等の個別事例の解決に向けた検討を行うために、地域ケア会議を開催します。	長寿介護課
	障害者自立支援協議会を開催し、障害者への支援体制に関する課題について関係機関によるシステムの構築及び強化を行います。	障害福祉課
	訪問支援を含めた早い段階からの支援を行い、関係機関と連携して生活困窮者の早期自立を支援します。	生活福祉課
	環境部と福祉部の関係課が連携し、いわゆる「ごみ屋敷」や、ゴミ出しに困難を抱える人への支援を推進します。	廃棄物対策課 収集業務課 長寿介護課 障害福祉課 生活福祉課

～包括的支援体制の整備に向けて～

◆現状と取組み方針

ダブルケアや 8050 問題等の複雑化・複合化している課題や制度の狭間の課題を抱えた個人・世帯に対する支援は、その個別性の高さから支援に苦慮している現状があります。

本計画の基本理念である「全ての人に関心を持って、お互いに支え合い、いきいきと暮らせる地域社会の実現」に向け、複雑化・複合化した課題を抱えた人も含めて誰一人取り残さず支援を届けるため、本市では特に重要な視点は「予防」にあるととらえています。

地域住民が潜在的に抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状況とならないためには、「待ち」の姿勢ではなく地域や相談支援機関において早期に課題を発見し支援につなげていくことが大切です。その早期発見のため「地域において主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることのできる環境づくり」や、「地域において地域生活に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」等、本市の現状に合わせた包括的な支援体制の整備が重要です。

以上を踏まえ、本市においては以下の5つの取組みを推進することで包括的な支援体制の整備を推進します。

◆取組みの内容

包括的相談支援

地域に存在する課題の早期発見や制度の狭間となる課題に対応するため、地域住民にとって身近な場所で、気軽に分野や世代を限定せずに相談できる拠点の整備を推進します。

地域住民の様々な相談を拠点において包括的に受け止め、必要に応じて地域住民や支援機関のネットワークと連携して対応し、また、複雑化・複合化した課題については後述する多機関協働へとつなぐ役割を担うことで、包括的相談支援に向けた体制づくりを行います。

多機関協働

複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対して市全体で包括的な相談支援体制を整備するため、令和2年度から「相談支援包括化推進員」を配置しています。

「相談支援包括化推進員」は単独の相談支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例に対し、相談支援機関同士の連携調整を行うことを主な役割とし、各相談支援機関等から相談や情報提供を受け、課題解決に向けて支援チームの編成や支援方針の検討を行います。今後もより効果的な連携へ向け継続して各機関と意見交換を行います。

アウトリーチ等を通じた継続的支援

様々な事情により相談支援機関を訪れることができない相談者や支援を拒否する人等、必要な支援が届けることができていない人に対して支援が届けるため、アウトリーチ等による継続的支援に向けた取組みを推進します。

アウトリーチ等により「待ち」の姿勢ではなく積極的に支援が届けるとともに、継続して相談者と関わりを持つことで信頼関係の構築を図ります。また、相談支援機関だけでなく、地域住民からも情報提供を受け、潜在的な相談者を見つけて支援が届けることができるよう、相談支援機関と地域住民とで顔の見える関係性を保つための取組みを進めます。

※アウトリーチ

福祉分野においては「支援が必要であるにも関わらず、支援が届いていない人に対し支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援が届ける」ことを意味します。

参加支援

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズに対応するため、新たな社会資源の創出による「社会とのつながり」づくりに向けた支援を推進します。

就労支援施設や民間団体等の地域の社会資源への働きかけや既存の社会資源を拡充することで、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくることのできる体制の構築に向けた検討を進めます。また、支援の定着に向け、マッチング後の本人に対するフォローアップや、受け入れ先の課題に対してサポートする取組みも併せて検討します。

地域づくり

これまで出会う機会の少なかった人と出会うことにより新たな役割や生きがいを持つことができるよう、高齢者と子ども及び保護者が交流する場等の分野や世代を越えて交流できる場や居場所の整備を推進します。

地域に存在している分野別・年代別の交流の場や活動の場をさらに広げることで新たな交流・参加・学びの機会を生み出し、「人と人」「人と居場所」をつなぎ合わせることで地域活動の活性化を図ります。

基本方針（２） 地域福祉活動への多様な主体の参加促進

【現状と課題】

- ◆市町村地域福祉計画策定ガイドラインにおいて、様々な課題を抱える人への支援に関して福祉分野以外の様々な分野と連携し、地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組みを行うことが求められています。
- ◆平成28年の社会福祉法改正において、社会福祉法人*の公益性・非営利性を踏まえ、本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

【取組み方針】

- ◆地域住民や行政だけではなく、社会福祉法人や民間企業も含めた地域で福祉を支える各団体等の様々な団体が主体となって地域の課題や住民の生活上の課題の解決に取り組めるよう、多様な主体による活動を支援します。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評価内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
まちづくり活動に参加したことがある市民の割合	45.6%	75.0%
総合福祉センター・地域福祉センターの貸室利用者数 (単年)	112,430人	121,000人

地域で暮らす みんなのアクション

- 自分が働く場において、地域のために貢献できることはないか考えてみましょう。
- 行政、社会福祉法人や民間企業等の様々な主体と連携して地域福祉を進めましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
社会福祉法人や民間企業等による公益的な取組みの推進	ライフライン事業者等の地域の事業者が高齢者等の異変に気付いた際に市へ連絡する体制を整備します。	長寿介護課
	高齢者や障害者等の活用を含むフレキシブルな雇用体系を中小企業へ啓発・促進します。(再掲)	商工業振興課
	市内の社会福祉法人の公益的な取組みに関する調査・情報収集を行い、また必要に応じて意見交換会を実施するなど、地域のニーズや活動における課題を把握した上で必要な取組みを検討します。 【◎新規】	社会福祉協議会
地域福祉を支える団体等が協働するためのネットワークの構築	総合福祉センター及び地域福祉センターを地域における社会福祉活動の拠点として運営し、社会福祉活動を行う団体の支援を行います。【重点】	福祉政策課
	市民活動プラザ*を運営し、市民活動団体の育成及び活動に対する支援を行います。【重点】	市民協働推進課
	地域コミュニティや市民活動団体が地域の課題解決等のまちづくり活動を行う拠点として各校区市民館の環境整備を行います。	市民協働推進課
	オレンジフェスタの開催により市民活動団体がお互いの活動の理解を深めるとともに、市民・団体・企業・行政等の多様な主体が協働してまちづくりに取り組むきっかけをつくります。	市民協働推進課
	市民参加によるボランティア団体の活動拠点施設としてボランティアセンター*の環境整備に取り組みます。【重点】	社会福祉協議会